

山梨県動物愛護管理推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律第6条第1項の規定に基づき、環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して「山梨県動物愛護管理推進計画」を見直すにあたり、多様な意見、情報及び専門的知識を反映させるため、また、県民に広く動物愛護への理解をさらに深める活動の推進にあたり、普及内容や推進方法について検討するために、山梨県動物愛護管理推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、山梨県動物愛護管理推進計画の見直し案を検討する。

2 県の動物愛護の推進に関わる事項について提言を行う。

(構成等)

第3条 委員会の委員は、別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和2年3月31日までとする。

6 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長が必要と認める時は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉保健部衛生薬務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が福祉保健部長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

別表

委員の要件	備考
学識経験のある者 (動物に関わる事項)	
学識経験のある者 (普及、広報等に関わる事項)	
獣医師会を代表する者	
動物愛護団体を代表する者	
県民を代表するもの	
動物園等の動物取扱業の関係者 もしくは、研究機関の関係者	
学校教育の関係者	
市町村の職員	
中核市の職員	
県の職員	